

令和8年4月7日  
新潟県精神保健福祉センター

## 個人情報を含む診断書の紛失について

精神保健福祉センターにおいて、精神障害者保健福祉手帳の交付の可否及び等級判定の事務にあたり、下記のとおり個人情報を含む診断書を紛失する事案が発生しました。現在のところ、個人情報の外部流出は確認されていません。今後、同様の事案が発生することのないよう、対策を速やかに実施します。

- 1 判明日 : 令和8年4月2日(木)
- 2 事案概要 : 精神保健福祉センター内において、精神障害者保健福祉手帳の判定事務作業中に、個人情報を含む診断書の紛失が判明しました。
- 3 紛失書類 : 精神障害者保健福祉手帳の交付可否や等級の判定に係る診断書(1名分)
- 4 経過 :
  - 4月1日 手帳交付の可否や等級の判定に係る判定会議に諮るための事務作業を開始。
  - 4月2日 手帳判定対象者名簿と診断書の突合作業中、診断書1件がないことに気づき、執務室内をくまなく探したが発見に至らず、紛失が判明した。
  - 4月3日 申請者の方に、説明及び謝罪を実施。市町村から控えを入手することで申請者に不利益が生じないことを説明済。

※ 当該書類は、手帳判定事務のため、市町村から提出されたもので、4月1日に担当職員が所在を確認しており、その後外部への持ち出しの事実はなく、誤って他の書類と一緒にシュレッダーで裁断した可能性が高い。

- 5 再発防止策 : 今後、同様の事案が発生することのないよう、書類の確認は必ず複数で行うとともに、作業中に不要となった書類の廃棄は判定事務終了後に行うなど、改めて個人情報関係書類の適正な管理について徹底します。

問い合わせ先  
精神保健福祉センター 次長 本間  
電話 : (直通)025-280-0111